

伝統的建造物群保存地区と重伝建地区との関連

伝統的建造物群保存地区の決定

保存対策調査

保存条例の制定

保存審議会を設置

伝統的建造物群保存地区を決定するため、保存地区の範囲や保存活用計画の内容を、審議し、定める。公平で専門的な第三者による専門家や地域の代表者等の意見を踏まえた策定が必要な事項について審議する。

保存地区決定後は、地区の保存・活用に関して適切な保護に努める。

例えば、現状変更を伴う修理等、保存地区の保存等に関する重要事項について審議する。

保存地区の決定

都市計画区域又は準都市計画区域外
【市町村・教育委員会】
保存条例により決定

都市計画区域又は準都市計画区域内
【市町村】
都市計画法により決定

保存活用計画の策定及び告示

伝統的建造物群保存地区では、国土交通大臣の承認を得て、構造・防火・採光や換気・道路内での建築制限、建ぺい率、容積率、建築物の高さなどに関する建築基準法の制限を条例により緩和することができる。

【市町村・教育委員会】

- ・ 保存活用の基本方針
- ・ 伝統的建造物等の決定
- ・ 建造物の保存整備計画
- ・ 保存地区の環境整備計画
- ・ 保存地区の保存活用事業計画

建築基準法の緩和条例の制定

修理・修景・防災事業等の実施

重要伝統的建造物群保存地区の選定

市町村から文部科学大臣へ選定申出

重要伝統的建造物群保存地区の選定

修理・修景・防災事業等の実施

選定基準

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの
- (3) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの